

# 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する 取り組み事項

当院では看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資することを目的として計画を策定し、これに基づき以下の取り組みをしております。

- 看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資する体制
  - i. 看護職員の勤務状況の把握等
    - ① 勤務時間 平均週45.3時間
    - ② 夜勤に係る配慮(2交替)
      - ・勤務後の暦日の休日の確保
      - ・勤務希望に沿った予定の作成
      - ・仮眠時間の確保
  - ii. 看護職員の負担軽減および処遇改善に資する計画
    - ・計画の策定、年1回の見直し
    - ・職員に対する計画の周知
  - iii. 取り組みの公開
    - ・院内掲示およびホームページ
  
- 看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資する具体的な取り組み内容
  - i. 業務量の調整
  - ii. 看護職員と他職種との業務分担  
薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士、病棟事務、医師事務作業補助者(DA)、臨床工学技士、放射線技師、看護補助者、救急救命士、医師(研修医)、事務
  - iii. 看護補助者の配置
  - iv. 妊娠・子育て中、介護中の職員に対する配慮
    - ・夜勤の削減または免除、深夜業の制限
    - ・配置場所の配慮
    - ・育児のための休業
    - ・短時間勤務制度
    - ・子の看護休暇制度、介護のための休業制度
  - v. 個人の希望に配慮した勤務表作成
  - vi. 能力開発制度によるキャリアアップ支援
  - vii. 夜勤における看護業務の負担軽減
    - ・夜勤回数の適正化
    - ・夜勤連続回数は2回まで
    - ・仮眠時間の確保
    - ・夜勤翌日の休暇
    - ・月1回夜勤に関係のない連続した休暇
    - ・正循環の交代周期
    - ・勤務希望に配慮した勤務表作成
  - viii. 看護師処遇改善手当の支給